

2018. 10. 16

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

毎月分配型

(対米ドル・ブラジルリアルコース)(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）」および「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年4月13日に関東財務局長に提出しており、2018年4月14日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2018年4月13日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 柴田 拓美
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	44
第3【ファンドの経理状況】	50
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	66
第三部【委託会社等の情報】	67
約款	111

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）」を「対米ドル・ブラジルリアルコース」または「毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）」を「対米ドル・アジア通貨バスケットコース」または「毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2018年4月14日から2019年1月10日までとします。

※当ファンドは、2019年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(債券 公債))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

③ ファンドの特色

特長

1

**米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。
なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を含む場合があります。**

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長

2

毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース、対米ドル・アジア通貨バスケットコース)の各コース間で、スイッチングが可能です。

※原則として毎月(原則15日)決算を行ないます。

※「毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)」は、インドネシアルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォンに、均等に配分することを原則とします。

※上記ファンドに「毎月分配型(米ドルコース)」、「毎月分配型(円ヘッジコース)」、「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、「毎月分配型(トルコリラコース)」、「毎月分配型(メキシコペソコース)」、「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、「毎月分配型(インドルピーコース)」、「資産成長型(米ドルコース)」を含めた、各ファンド間で、スイッチングを行なうことができる場合があります。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※「毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース)」および「毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)」は、2019年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

※この目論見書は、「毎月分配型(米ドルコース)」、「毎月分配型(円ヘッジコース)」、「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、「毎月分配型(トルコリラコース)」、「毎月分配型(メキシコペソコース)」、「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、「毎月分配型(インドルピーコース)」、「資産成長型(米ドルコース)」の目論見書ではありません。

※「毎月分配型(米ドルコース)」、「毎月分配型(円ヘッジコース)」、「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、「毎月分配型(トルコリラコース)」、「毎月分配型(メキシコペソコース)」、「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、「毎月分配型(インドルピーコース)」、「資産成長型(米ドルコース)」へスイッチングを行なう場合、対象ファンドの目論見書をお読みください。

特長

3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。米ドル建ての新興国ソブリン債に米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ない、さらに、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

(用語説明)

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

- 当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行います。
- 当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



主要国の国債利回り(%)



※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。
 ※利回りは切り捨てにて端数処理しています。
 ※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
 ※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

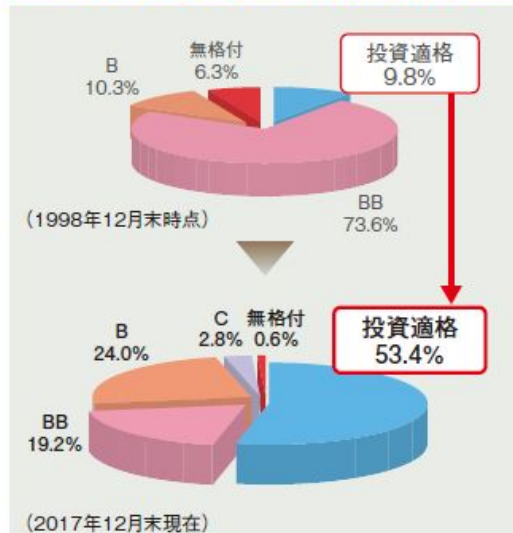
債券の信用格付と利回り



主要国の格付

(2018年7月末現在)		格付
先進国		
ドイツ	AAA	
米国	AA+	
日本	A+	
新興国		
新興国の平均	BB+	
中国	A+	
ペルー	A-	
メキシコ	A-	
フィリピン	BBB	
パナマ	BBB	
コロンビア	BBB	
ロシア	BBB	
カザフスタン	BBB-	
インドネシア	BBB-	
トルコ	BB	
ブラジル	BB-	
アルゼンチン	B+	

新興国ソブリン債市場の格付別内訳

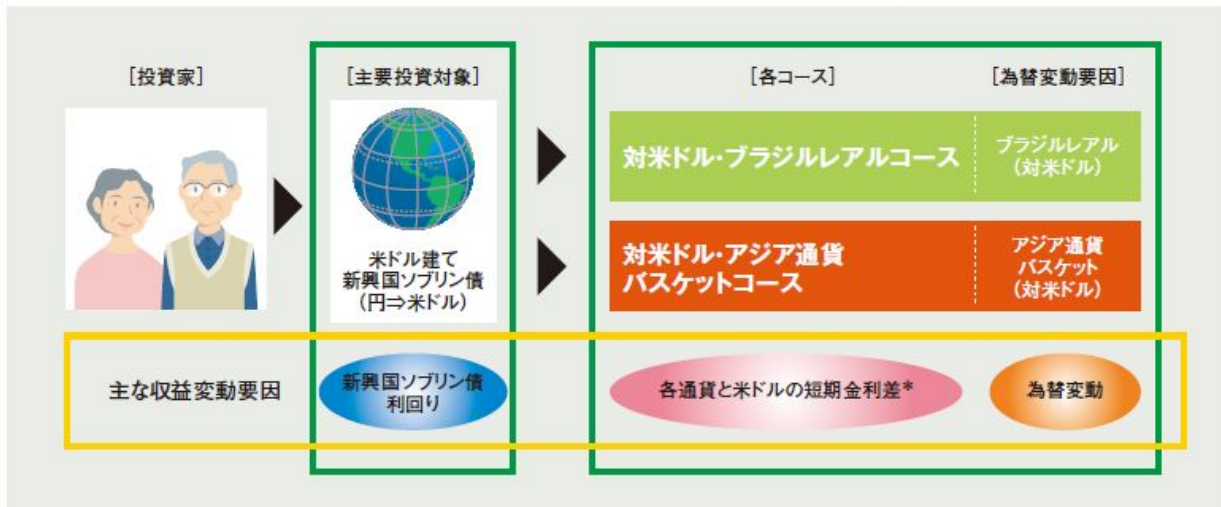


※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。
 ※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドの平均格付です。
 ※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
 ※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。
 ※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。
 ※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

- 原資産に米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行なったうえで、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／米ドルの変動の影響を受けることになります。



* 米ドルと円の金利差の影響も受けます。

※ 上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

※ 為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※ 為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

基準価額の主な変動要因について

- 各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

↑ 基準価額の上昇要因 ↑		各コース	↓ 基準価額の下落要因 ↓	
米ドル建て新興国債券の利回り低下 (価格上昇)	米ドル安／ブラジルレアル高 米ドル短期金利 < 円短期金利 米ドル短期金利 < ブラジルレアル短期金利 (円安／米ドル高となっても 上昇要因とはなりません)	毎月分配型 (対米ドル・ ブラジルレアル コース)	米ドル高／ブラジルレアル安 米ドル短期金利 > 円短期金利 米ドル短期金利 > ブラジルレアル短期金利 (円高／米ドル安となっても 下落要因とはなりません)	米ドル建て新興国債券の利回り上昇 (価格下落)
	米ドル安／アジア通貨高 米ドル短期金利 < 円短期金利 米ドル短期金利 < アジア通貨バスケット金利 (円安／米ドル高となっても 上昇要因とはなりません)		米ドル高／アジア通貨安 米ドル短期金利 > 円短期金利 米ドル短期金利 > アジア通貨バスケット金利 (円高／米ドル安となっても 下落要因とはなりません)	
新興国の信用格付の引き上げ		毎月分配型 (対米ドル・アジア通貨 バスケットコース)		新興国の信用格付の引き下げ

※ アジア通貨バスケット金利は、インドネシアルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォンの短期金利を均等配分したものです。

※ 市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

※ 上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。

※ 為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

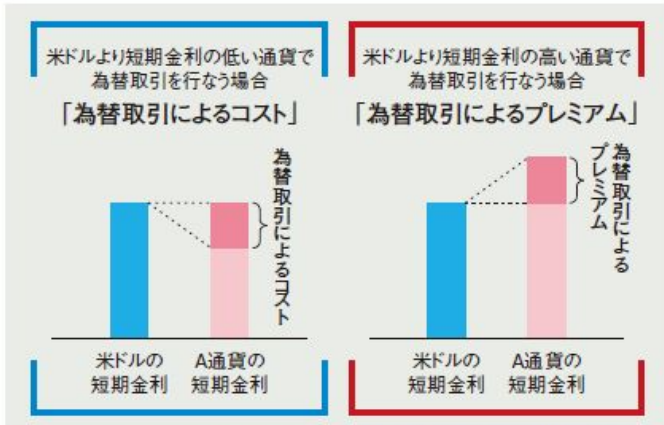
※ 為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

- 当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待されます。一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

(米ドル資産に対する)為替取引によるコスト/プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。

ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することあれば、その逆に縮小すること考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

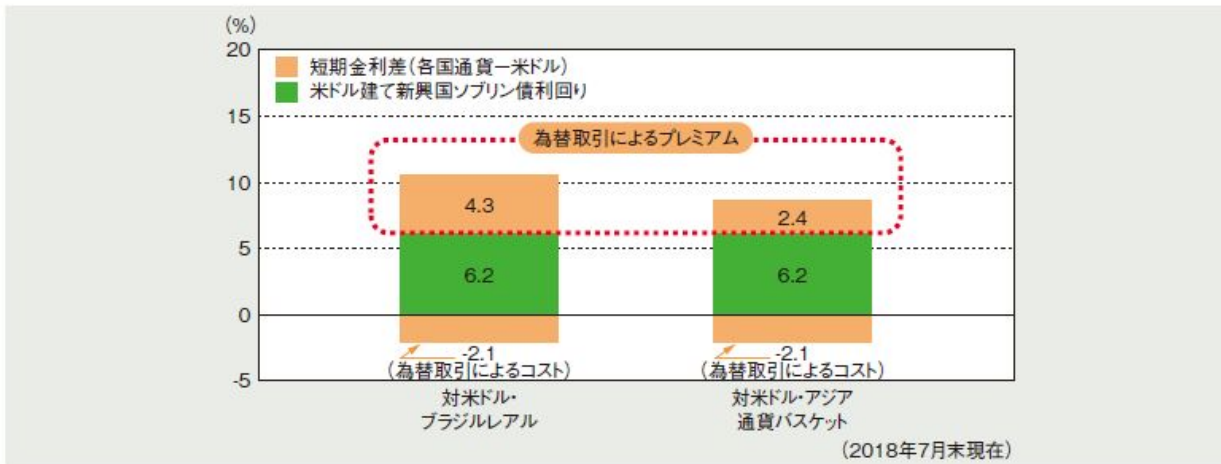


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

- 債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)/プレミアム(金利差相当分の収益)を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト/プレミアム



※為替取引によるプレミアム(コスト)の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。

※米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイドの最終利回り

※各国短期金利:米ドル、円は1ヵ月Libor、ブラジルレアルは銀行間金利、アジア通貨バスケットの金利はインドネシアルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォンの銀行間金利を均等配分したもの。

※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト/プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。

※上記は切り捨てにて端数処理しています。

※為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合、もう一方のスイッチング対象ファンドに関して、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

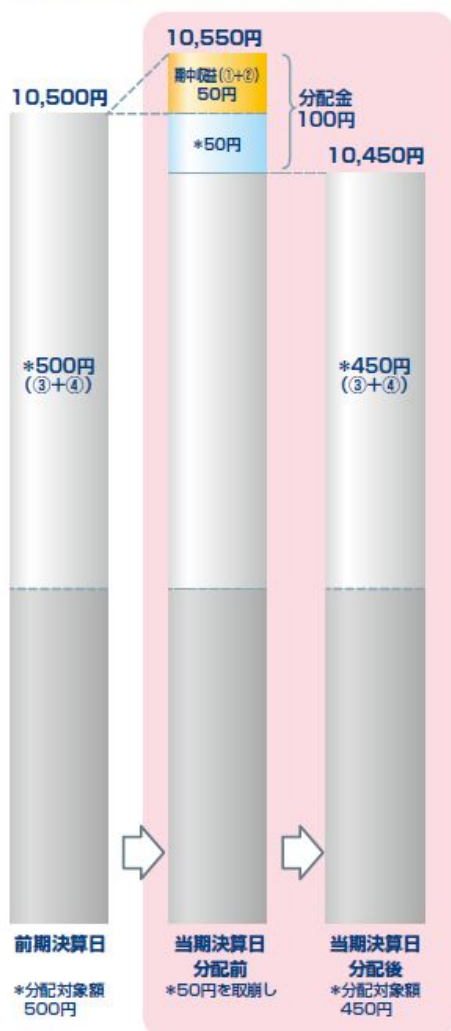
投資信託で分配金が支払われるイメージ



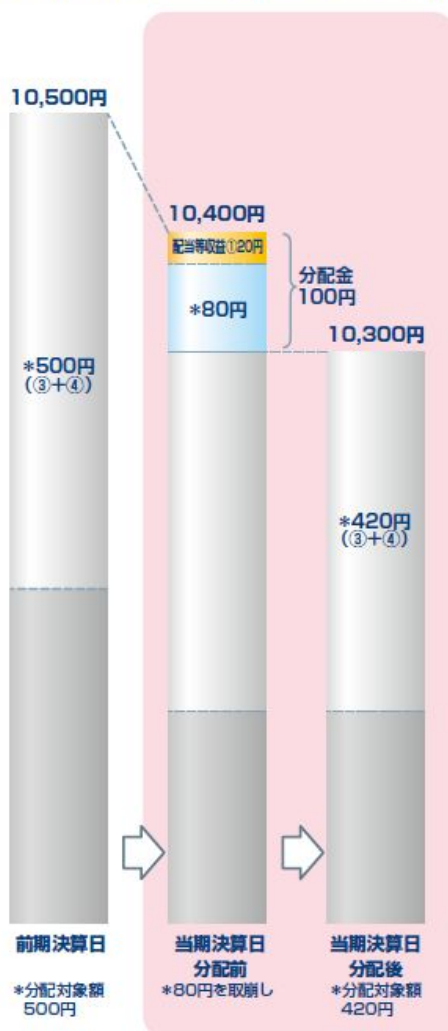
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



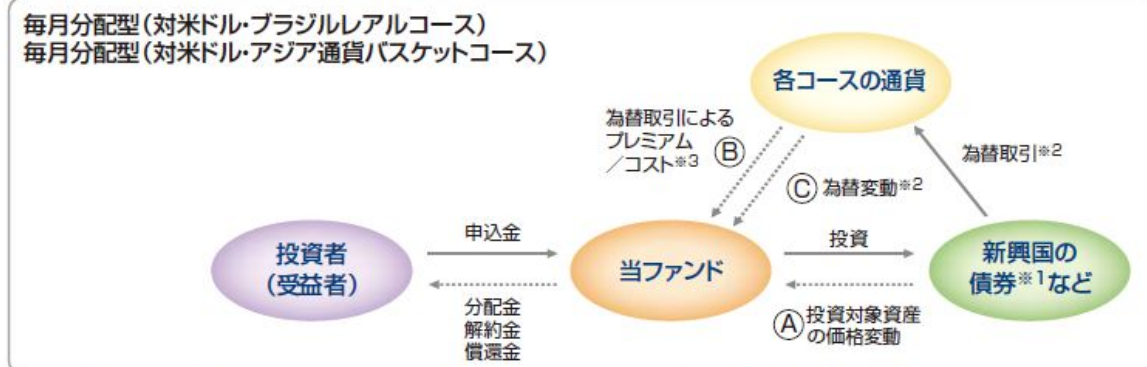
※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産(株式や債券など)の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行いません。

※2 各コースの通貨と米ドルの為替変動リスクがあります。

※3 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

収益の源泉		=	債券の値上がり／値下がり	+	為替取引によるプレミアム／コスト	+	為替差益／差損
毎月分配型 (対米ドル・ブラジル リアルコース) ・ 毎月分配型 (対米ドル・アジア通貨 バスケットコース)	収益を 得られる ケース		債券価格の上昇		プレミアム(金利差相当分の 収益)の発生 各コースの通貨の金利 — 米ドルの金利 円の金利 — 原資産通貨の金利 が プラス		為替差益の発生 各コースの通貨に対して 米ドル安
	損失や コストが 発生する ケース		債券価格の下落		コスト(金利差相当分の 費用)の発生 各コースの通貨の金利 — 米ドルの金利 円の金利 — 原資産通貨の金利 が マイナス		為替差損の発生 各コースの通貨に対して 米ドル高

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)」のことを「毎月分配型(米ドルコース)」、
「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」のことを「毎月分配型(円ヘッジコース)」、
「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)」のことを「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、
「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(南アフリカランドコース)」のことを「毎月分配型(南アフリカランドコース)」、
「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)」のことを「毎月分配型(トルコリラコース)」、
「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(メキシコペソコース)」のことを「毎月分配型(メキシコペソコース)」、
「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドネシアルピアコース)」のことを「毎月分配型(インドネシアルピアコース)」、
「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドルピーコース)」のことを「毎月分配型(インドルピーコース)」、
「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型(米ドルコース)」のことを「資産成長型(米ドルコース)」、
「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース)」のことを
「毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース)」、
「日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)」のことを
「毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)」、
とすることがあります。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2011 年 10 月 31 日

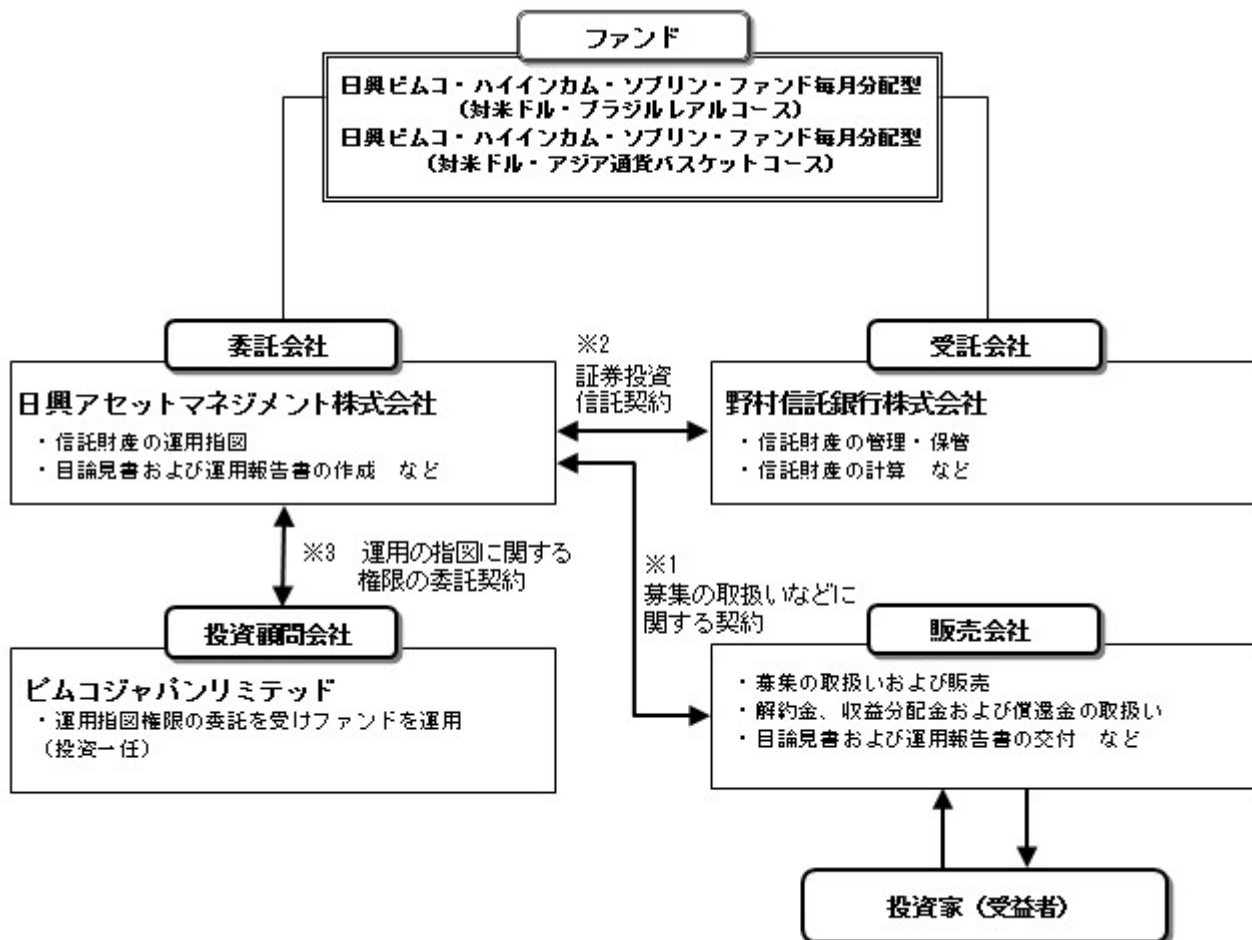
- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2019 年 1 月 15 日

- ・信託終了（償還）予定

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



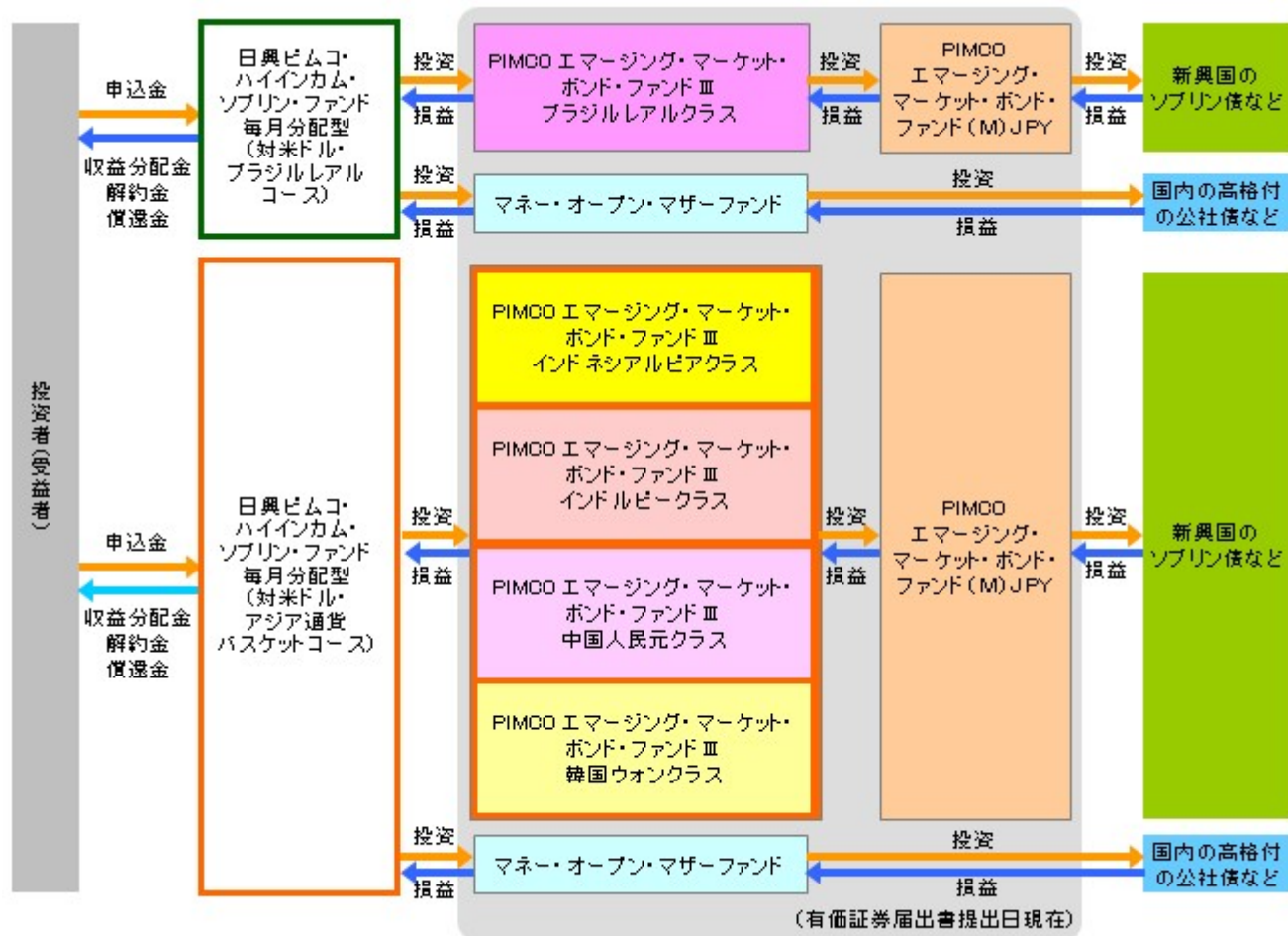
※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況 (2018 年 7 月末現在)

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	179,869,100 株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400 株	7.24%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されてい

た投資信託証券を外したりする場合があります。

- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
 - 4) 為替手形
- ② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
 - 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ブラジルリアルクラス> (バミューダ籍円建外国投資信託)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドネシアルピアクラス> (バミューダ籍円建外国投資信託)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドルピークラス> (バミューダ籍円建外国投資信託)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 中国人民元クラス> (バミューダ籍円建外国投資信託)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 韓国ウォンクラス> (バミューダ籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) J P Y」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ブラジルリアルクラス> ・「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) J P Y」受益証券を主要投資対象とします。 ・J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド (ヘッジあり・円ベース) に米ドル売り・ブラジルリアル買いの通貨取引のトータルリターン (円換算ベース) を考慮したパフォーマンスを参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) J P Y」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行ないます。 < P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドネシアルピアクラス> ・「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) J P Y」受益証券を主要投資対象とします。 ・J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド (ヘッジあり・円ベース) に米ドル売り・インドネシアルピア買いの通貨取引のトータルリターン (円換算ベース) を考慮したパフォーマンスを参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) J P Y」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行ないます。 < P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドルピークラス> ・「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) J P Y」受益証券を主要投資対象とします。 ・J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド (ヘッジあり・円ベース) に米ドル売り・インドルピー買いの通貨取引のトータルリターン (円換算ベース) を考慮したパフォーマンスを参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) J P Y」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、インドルピー買いの為替

	取引を行ないます。 <PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 中国人民元クラス> ・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) JPY」受益証券を主要投資対象とします。 ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジあり・円ベース）に米ドル売り・中国人民元買いの通貨取引のトータルリターン（円換算ベース）を考慮したパフォーマンスを参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) JPY」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、中国人民元買いの為替取引を行ないます。 <PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 韓国ウォンクラス> ・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) JPY」受益証券を主要投資対象とします。 ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジあり・円ベース）に米ドル売り・韓国ウォン買いの通貨取引のトータルリターン（円換算ベース）を考慮したパフォーマンスを参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) JPY」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行ないます。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

(ご参考)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) J P Y >

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびC P 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
投資方針	・ J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド（ヘッジあり・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として円に対する為替ヘッジを行ないます。
主な投資制限	・ B 格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% まで可能とします。 ・ファンドの平均デュレーションは、通常環境では、8 年を超えないものとします。 ・ファンドは、1 発行体に資産の 10% を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・原則として、ファンドの純資産総額の 95% 以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% までとします。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100% を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10% を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

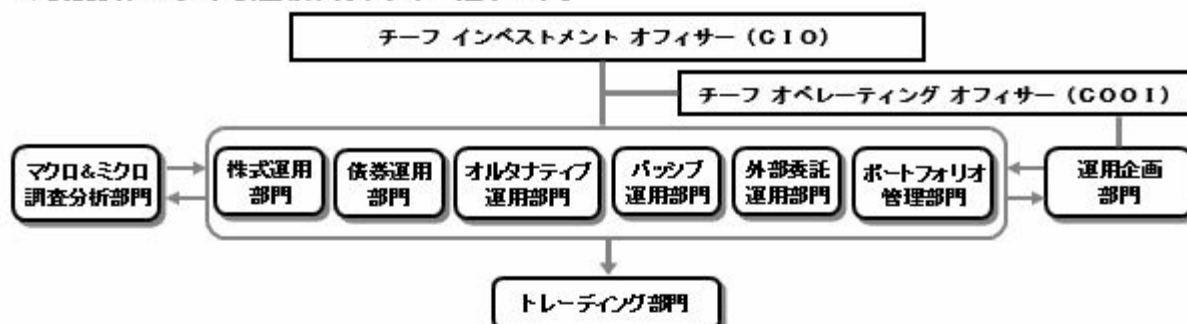
<マネー・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003 年 3 月 28 日設定）
決算日	毎年 1 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

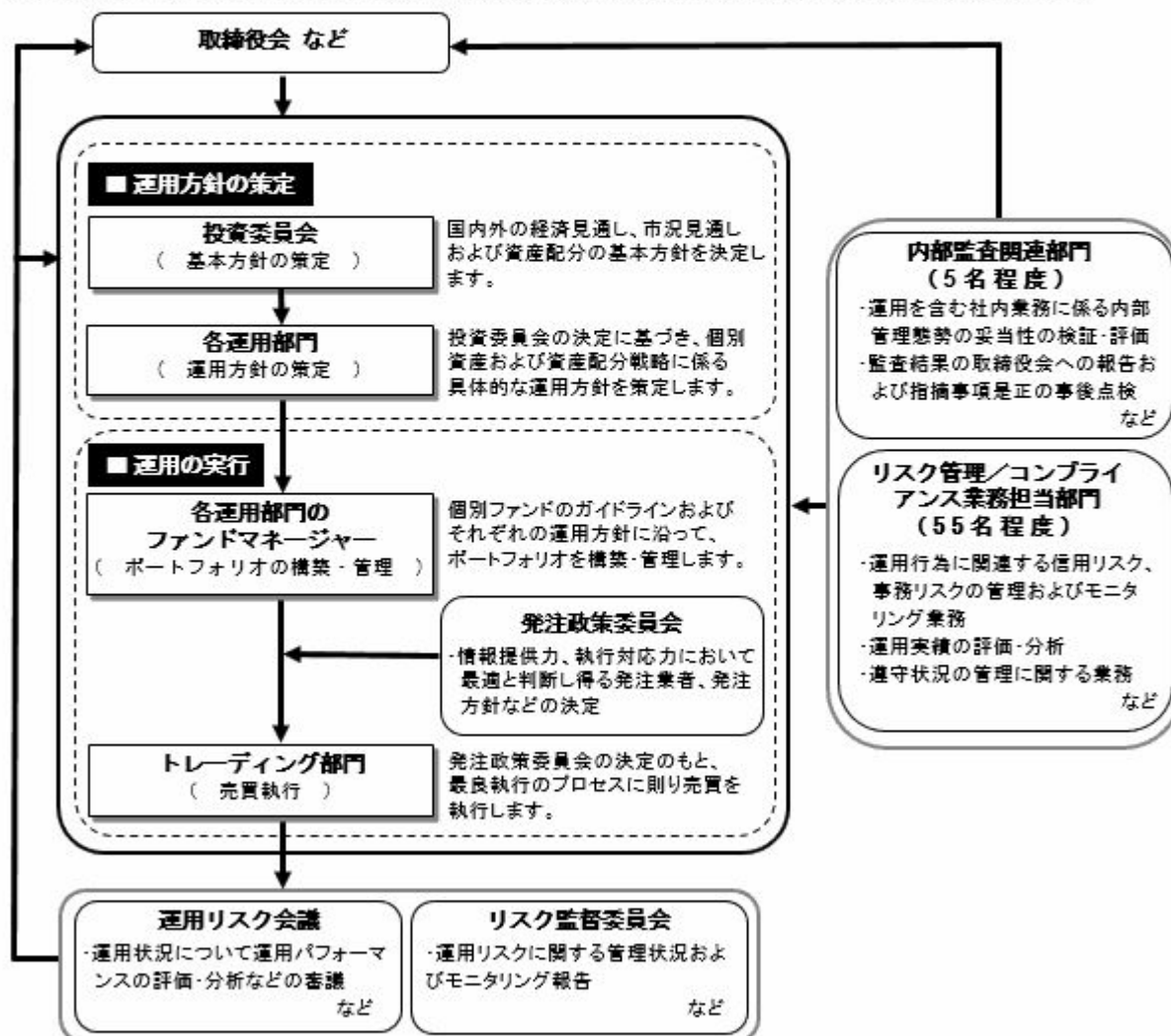
(3) 【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

※上記体制は 2018 年 7 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
- ・投資対象である「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ブラジルリアルクラス」、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドネシアルピアクラス」、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドルピークラス」、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 中国人民元クラス」、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 韓国ウォンクラス」は、PIMCOが運用します。

< PIMCOにおける運用体制 >

< 優位性を発揮するPIMCOのエマージング債券運用プロセス >

PIMCOは、魅力的な投資機会を発掘するとともに、投資対象のデフォルト・リスクの回避をめざし、以下のような運用プロセスを構築しています。

ファンダメンタルズ分析

経済および金融市場のファンダメンタルズ、社会的政治的安定度、長期的な経済成長の可能性などの分析に基づいた長期予測を行ないます。

外部環境の評価

エマージング市場が先進国の経済成長および金利動向、商品市場などから受ける影響を予測します。

マーケットのテクニカル分析

流動性、エクスポージャーの集中、レバレッジ、投資家基盤の構造を含む市場ダイナミックスの分析を行ないます。

付加価値の源泉を多様化、ポートフォリオの最適化を行ないます。

※上記は 2017 年 12 月末現在のものです。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドです

ので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

◆対米ドル・ブラジルリアルコース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行なうことで組入資産に対する米ドルと円の為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・投資対象とする外国投資信託では、外国投資信託純資産相当額の米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行なうため、ブラジルリアルの対米ドルでの為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がブラジルリアルに対して米ドル高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはブラジルリアルと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、ブラジルリアルと米ドルの2通貨間の為替変動が急変した場合にも基準価額がその影響を大きく受ける可能性があります。また、ブラジルリアルの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとブラジルリアルの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆対米ドル・アジア通貨バスケットコース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行なうことで組入資産に対する米ドルと円の為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・投資対象とする外国投資信託では、外国投資信託純資産相当額の米ドル売り、アジア通貨（インドネシア

ルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォン) 買いの為替取引をそれぞれ行なうため、アジア通貨の対米ドルでの為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がアジア通貨に対して米ドル高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができない可能性や、アジア通貨と米ドルの通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、アジア通貨と米ドルの通貨間の為替変動が急変した場合にも基準価額がその影響を大きく受ける可能性があります。また、アジア通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとアジア通貨の金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。

- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

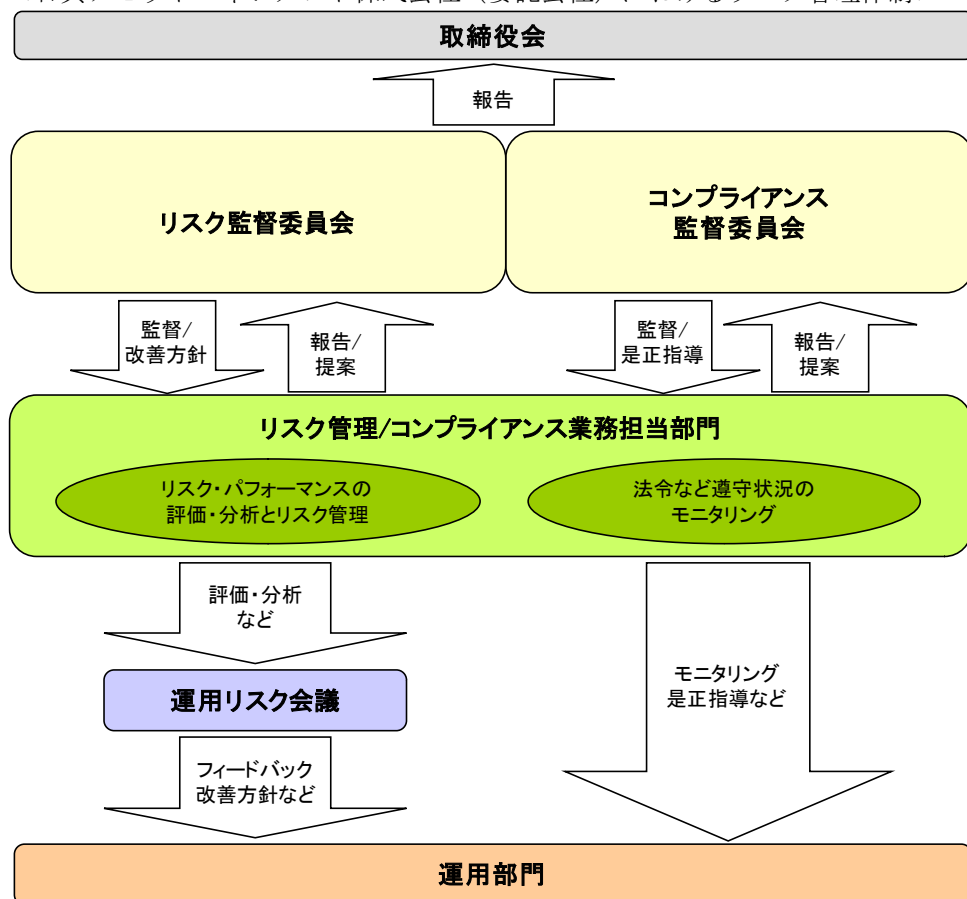
※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項
 - ◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。
 - ◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

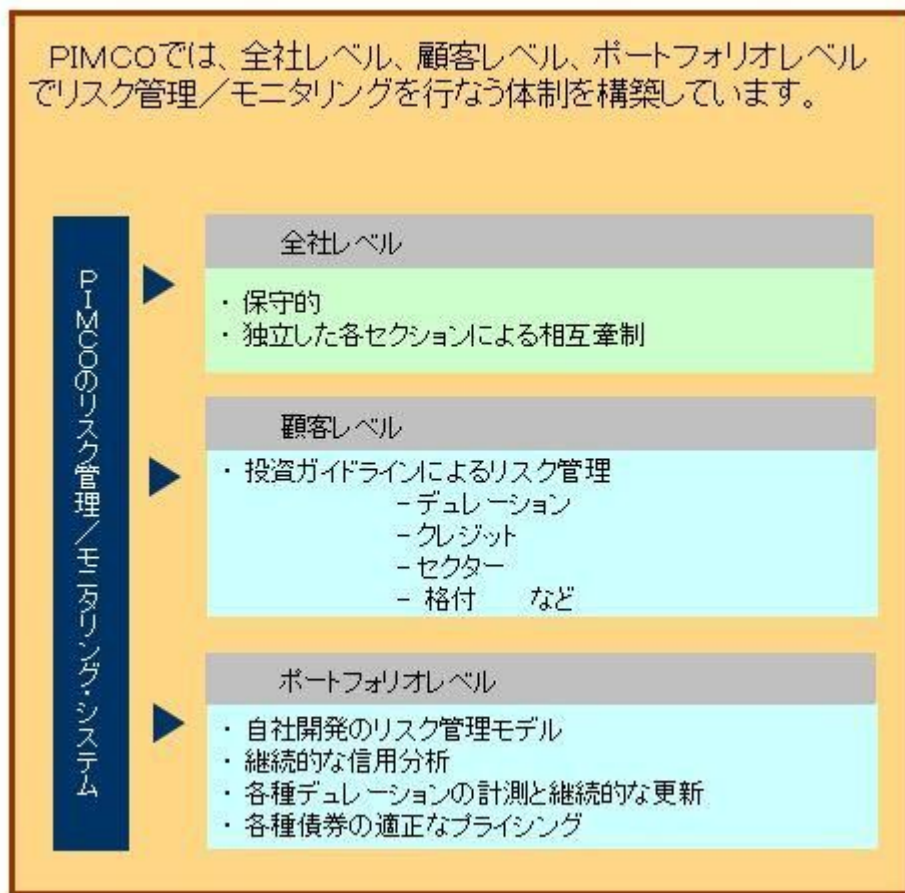
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2018年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< P I M C Oにおけるリスク管理体制>

ポートフォリオのリスク管理体制について、P I M C Oは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

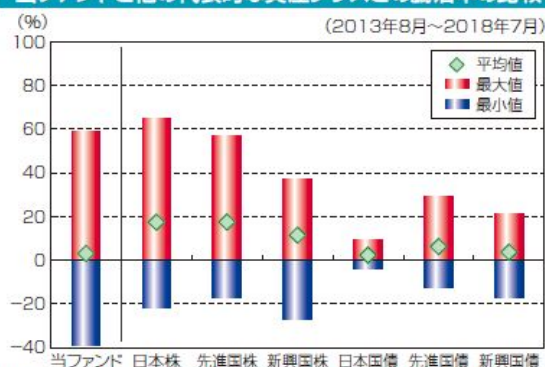


※上記は 2017 年 12 月末現在のものです。

(参考情報)

毎月分配型(対米ドル・ブラジルリアルコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.0%	17.3%	17.5%	11.4%	2.2%	6.2%	3.6%
最大値	58.8%	65.0%	57.1%	37.2%	9.3%	29.1%	21.4%
最小値	-39.1%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

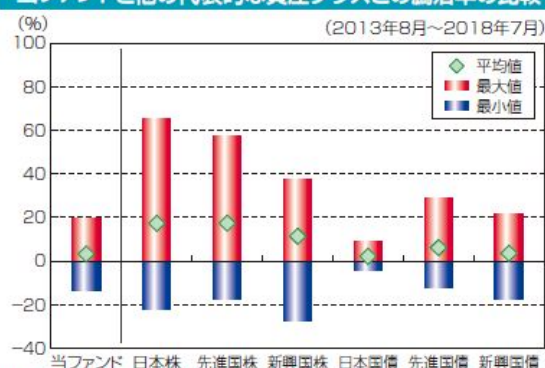
※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型(対米ドル・アジア通貨バスケットコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.3%	17.3%	17.5%	11.4%	2.2%	6.2%	3.6%
最大値	20.0%	65.0%	57.1%	37.2%	9.3%	29.1%	21.4%
最小値	-13.4%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 ……東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 ……MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込、円ベース)

日本国債 ……NOMURA-BPI国債

先進国債 ……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

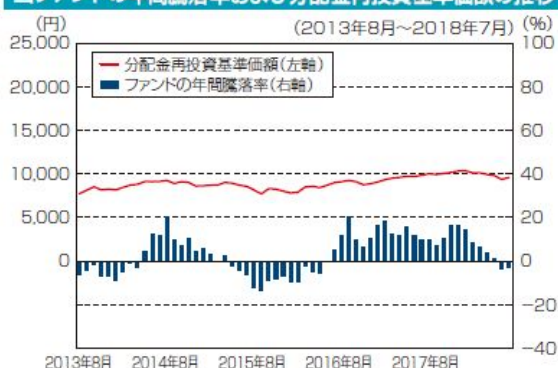


※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2013年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2013年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.728%（税抜 1.6%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の各ファンド毎の 純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100 億円超 300 億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300 億円超 1,000 億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000 億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支

払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。)なお、①から⑦までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。

(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① ファンドの計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用。
- ② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ③ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用。
- ④ 目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- ⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- ⑥ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- ⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑧ 格付の取得に要する費用。
- ⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

- 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ブラジルリアルクラス」
- 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドネシアルピアクラス」
- 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドルピークラス」
- 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 中国人民元クラス」
- 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 韓国ウォンクラス」
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315% (所得税 15.315%および地方税 5%) の税率による源泉徴収 (原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申

告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

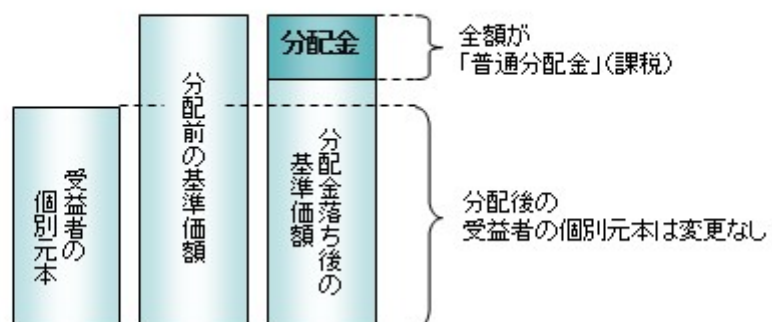
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

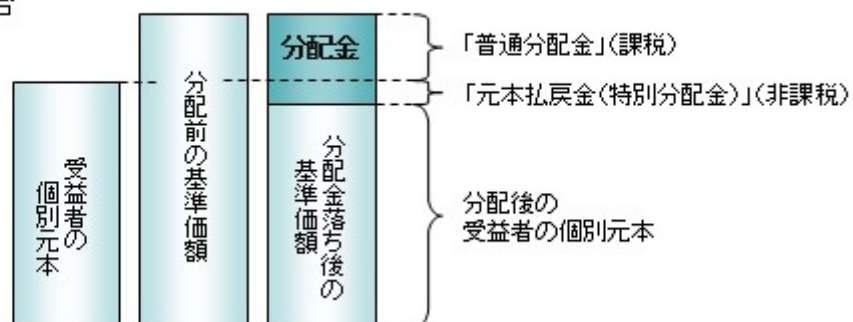
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は 2018 年 10 月 15 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）】

以下の運用状況は2018年7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	91,600,308	98.53
親投資信託受益証券	日本	90,788	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	1,277,661	1.37
合計（純資産総額）		92,968,757	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ブラジルリアルクラス	53,946	1,630.02	87,933,058	1,698	91,600,308	98.53
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	89,288	1.0167	90,787	1.0168	90,788	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.53
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.63

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末 (2012 年 1 月 16 日)	33	34	0.9251	0.9401
第2 特定期間末 (2012 年 7 月 17 日)	55	56	0.8242	0.8392
第3 特定期間末 (2013 年 1 月 15 日)	50	51	0.8120	0.8270
第4 特定期間末 (2013 年 7 月 16 日)	379	388	0.6323	0.6473
第5 特定期間末 (2014 年 1 月 15 日)	872	888	0.5547	0.5647
第6 特定期間末 (2014 年 7 月 15 日)	530	539	0.5888	0.5988
第7 特定期間末 (2015 年 1 月 15 日)	352	360	0.4436	0.4536
第8 特定期間末 (2015 年 7 月 15 日)	265	270	0.3531	0.3601
第9 特定期間末 (2016 年 1 月 15 日)	169	171	0.2420	0.2460
第10 特定期間末 (2016 年 7 月 15 日)	198	199	0.3207	0.3227
第11 特定期間末 (2017 年 1 月 16 日)	191	192	0.3336	0.3356
第12 特定期間末 (2017 年 7 月 18 日)	165	166	0.3514	0.3534
第13 特定期間末 (2018 年 1 月 15 日)	128	129	0.3531	0.3551
第14 特定期間末 (2018 年 7 月 17 日)	90	91	0.2763	0.2783
2017 年 7 月末日	164	—	0.3570	—
8 月末日	160	—	0.3586	—
9 月末日	164	—	0.3574	—
10 月末日	146	—	0.3508	—
11 月末日	145	—	0.3536	—
12 月末日	128	—	0.3448	—
2018 年 1 月末日	124	—	0.3545	—
2 月末日	120	—	0.3406	—
3 月末日	112	—	0.3313	—
4 月末日	106	—	0.3118	—
5 月末日	97	—	0.2875	—
6 月末日	91	—	0.2747	—
7 月末日	92	—	0.2875	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第1 特定期間	2011 年 10 月 31 日～2012 年 1 月 16 日	0.0300

第2特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	0.0900
第3特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	0.0900
第4特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	0.0900
第5特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	0.0800
第6特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	0.0600
第7特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	0.0600
第8特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	0.0480
第9特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	0.0300
第10特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	0.0180
第11特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	0.0120
第12特定期間	2017年 1月 17日～2017年 7月 18日	0.0120
第13特定期間	2017年 7月 19日～2018年 1月 15日	0.0120
第14特定期間	2018年 1月 16日～2018年 7月 17日	0.0120

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1特定期間	2011年 10月 31日～2012年 1月 16日	△4.49
第2特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	△1.18
第3特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	9.44
第4特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	△11.05
第5特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	0.38
第6特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	16.96
第7特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	△14.47
第8特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	△9.58
第9特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	△22.97
第10特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	39.96
第11特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	7.76
第12特定期間	2017年 1月 17日～2017年 7月 18日	8.93
第13特定期間	2017年 7月 19日～2018年 1月 15日	3.90
第14特定期間	2018年 1月 16日～2018年 7月 17日	△18.35

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2011年 10月 31日～2012年 1月 16日	37,027,036	697,119
第2特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	51,796,602	20,383,529
第3特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	2,838,049	8,001,337
第4特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	653,097,174	115,671,147
第5特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	1,493,892,893	520,144,777

第 6 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	101, 431, 457	774, 524, 945
第 7 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	184, 570, 935	290, 031, 477
第 8 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	100, 166, 075	144, 773, 465
第 9 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	127, 465, 349	179, 341, 884
第 10 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	59, 876, 031	140, 328, 941
第 11 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	182, 391, 325	226, 157, 755
第 12 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	41, 269, 142	144, 907, 331
第 13 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	34, 105, 655	140, 344, 358
第 14 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	5, 634, 679	42, 402, 344

(注) 第 1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）】

以下の運用状況は 2018 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	91,914,197	97.00
親投資信託受益証券	日本	95,138	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	2,747,380	2.90
合計（純資産総額）		94,756,715	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドルピークラス	5,946	4,031.01	23,968,385	4,051	24,087,246	25.42
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 韓国ウォンクラス	4,959	4,578.93	22,706,913	4,641	23,014,719	24.29
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 中国人民幣元クラス	4,736	4,815.85	22,807,865	4,751	22,500,736	23.75
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドネシアルピアクラス	6,794	3,257.96	22,134,580	3,284	22,311,496	23.55
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	93,567	1.0168	95,139	1.0168	95,138	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.00
親投資信託受益証券	0.10
合 計	97.10

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末 (2012 年 1 月 16 日)	1	1	0.9512	0.9612
第2 特定期間末 (2012 年 7 月 17 日)	2	2	0.9605	0.9705
第3 特定期間末 (2013 年 1 月 15 日)	2	2	0.9675	0.9775
第4 特定期間末 (2013 年 7 月 16 日)	67	68	0.8320	0.8420
第5 特定期間末 (2014 年 1 月 15 日)	63	64	0.7871	0.7971
第6 特定期間末 (2014 年 7 月 15 日)	70	71	0.8000	0.8100
第7 特定期間末 (2015 年 1 月 15 日)	53	54	0.6873	0.6973
第8 特定期間末 (2015 年 7 月 15 日)	53	54	0.6405	0.6505
第9 特定期間末 (2016 年 1 月 15 日)	31	31	0.5128	0.5228
第10 特定期間末 (2016 年 7 月 15 日)	127	128	0.5468	0.5518
第11 特定期間末 (2017 年 1 月 16 日)	119	120	0.5196	0.5246
第12 特定期間末 (2017 年 7 月 18 日)	131	133	0.5307	0.5357
第13 特定期間末 (2018 年 1 月 15 日)	111	112	0.5345	0.5395
第14 特定期間末 (2018 年 7 月 17 日)	95	96	0.4601	0.4651
2017 年 7 月末日	135	—	0.5335	—
8 月末日	134	—	0.5374	—
9 月末日	131	—	0.5273	—
10 月末日	109	—	0.5299	—
11 月末日	111	—	0.5311	—
12 月末日	111	—	0.5331	—
2018 年 1 月末日	111	—	0.5311	—
2 月末日	107	—	0.5126	—
3 月末日	107	—	0.5091	—
4 月末日	104	—	0.4942	—
5 月末日	101	—	0.4827	—
6 月末日	96	—	0.4565	—
7 月末日	94	—	0.4612	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第1 特定期間	2011 年 10 月 31 日～2012 年 1 月 16 日	0.0200

第2特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	0.0600
第3特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	0.0600
第4特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	0.0600
第5特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	0.0600
第6特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	0.0600
第7特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	0.0600
第8特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	0.0600
第9特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	0.0600
第10特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	0.0450
第11特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	0.0300
第12特定期間	2017年 1月 17日～2017年 7月 18日	0.0300
第13特定期間	2017年 7月 19日～2018年 1月 15日	0.0300
第14特定期間	2018年 1月 16日～2018年 7月 17日	0.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1特定期間	2011年 10月 31日～2012年 1月 16日	△2.88
第2特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	7.29
第3特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	6.98
第4特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	△7.80
第5特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	1.81
第6特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	9.26
第7特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	△6.59
第8特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	1.92
第9特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	△10.57
第10特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	15.41
第11特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	0.51
第12特定期間	2017年 1月 17日～2017年 7月 18日	7.91
第13特定期間	2017年 7月 19日～2018年 1月 15日	6.37
第14特定期間	2018年 1月 16日～2018年 7月 17日	△8.31

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2011年 10月 31日～2012年 1月 16日	1,109,732	0
第2特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	1,482,610	92,084
第3特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	45,302,503	45,684,978
第4特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	79,413,299	492,058
第5特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	24,272,442	24,826,683

第 6 特定期間	2014 年 1 月 16 日～2014 年 7 月 15 日	28,305,328	20,398,454
第 7 特定期間	2014 年 7 月 16 日～2015 年 1 月 15 日	11,247,150	21,284,704
第 8 特定期間	2015 年 1 月 16 日～2015 年 7 月 15 日	10,375,869	5,390,092
第 9 特定期間	2015 年 7 月 16 日～2016 年 1 月 15 日	20,823,926	43,279,501
第 10 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	184,586,351	12,839,385
第 11 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	57,007,438	59,630,511
第 12 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	32,938,380	14,222,256
第 13 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	18,556,611	58,055,115
第 14 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	8,249,393	10,554,938

(注)第 1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

基準価額・純資産の推移



基準価額……………2,875円

純資産総額……………0.92億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2018年3月	2018年4月	2018年5月	2018年6月	2018年7月	直近1年間累計	設定来累計
20円	20円	20円	20円	20円	240円	6,440円

主要な資産の状況

＜資産別構成比率＞

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ブラジルリアルクラス	98.5%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.4%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ブラジルリアルクラス」の状況

＜債券ポートフォリオの概況＞

債券比率	89%
現金その他	11%
組入銘柄数	300
平均デュレーション	6.36年
平均最終利回り	6.78%
平均格付	BB+

＜国別投資比率(上位10カ国)＞

国	比率
1 ブラジル	7.2%
2 アルゼンチン	6.3%
3 エジプト	4.7%
4 ウクライナ	4.3%
5 オマーン	4.1%
6 ロシア	3.6%
7 チリ	3.4%
8 インドネシア	3.4%
9 中国	3.4%
10 ナイジェリア	3.0%

＜通貨別構成比率＞

債券ポートフォリオ	通貨	比率
日本円	100%	
その他	0%	

為替取引	通貨	比率
ブラジルリアル	101%	
アメリカドル	-101%	

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

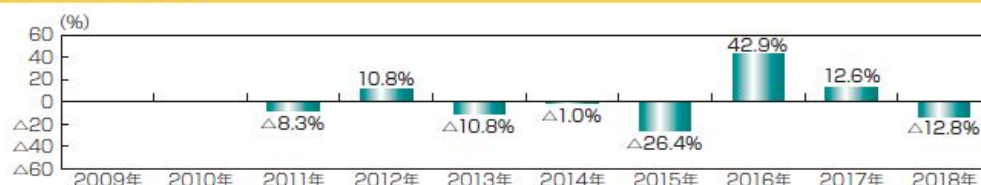
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2011年は、設定時から2011年末までの騰落率です。

※2018年は、2018年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額……………4,612円
純資産総額……………0.94億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることに留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2018年3月	2018年4月	2018年5月	2018年6月	2018年7月	直近1年間累計	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	600円	6,650円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドネシアルピアクラス	23.5%
PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドルピークラス	25.4%
PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 中国人民元クラス	23.7%
PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 韓国ウォンクラス	24.3%
マネー・オープン・マザー・ファンド	0.1%
現金その他	2.9%

当ファンドが投資する外国投資信託の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	89%
現金その他	11%
組入銘柄数	300
平均デュレーション	6.36年
平均最終利回り	6.78%
平均格付	BB+

<国別投資比率(上位10カ国)>

国	比率
1 ブラジル	7.2%
2 アルゼンチン	6.3%
3 エジプト	4.7%
4 ウクライナ	4.3%
5 オマーン	4.1%
6 ロシア	3.6%
7 チリ	3.4%
8 インドネシア	3.4%
9 中国	3.4%
10 ナイジェリア	3.0%

<通貨別構成比率>

通貨	比率
日本円	100%
その他	0%

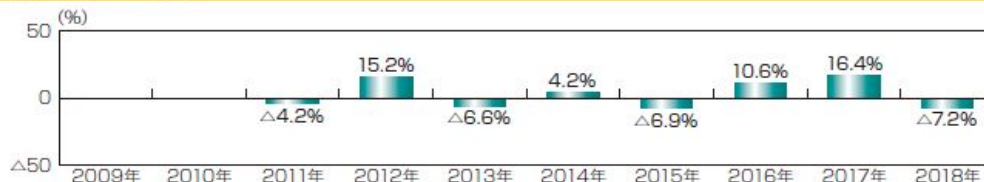
為替取引

通貨	比率
インドネシアルピア	24%
インドルピー	26%
中国人民元	25%
韓国ウォン	25%
アメリカドル	-101%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2011年は、設定時から2011年末までの騰落率です。

※2018年は、2018年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）および毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）は、2019年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

※当ファンドは、2019年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

- (8) 申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。
- (9) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (10) 受付の中止および取消
- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
- ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。
- 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）
- ※毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）および毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）は、2019年1月15日をもって信託期間が終了いたします。
- (11) 償還乗換
- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。
- (12) 乗換優遇
- 受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
※当ファンドは、2019年1月15日をもって信託期間が終了いたします。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の

全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）および毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）は、2019年1月15日をもって信託期間が終了いたします。

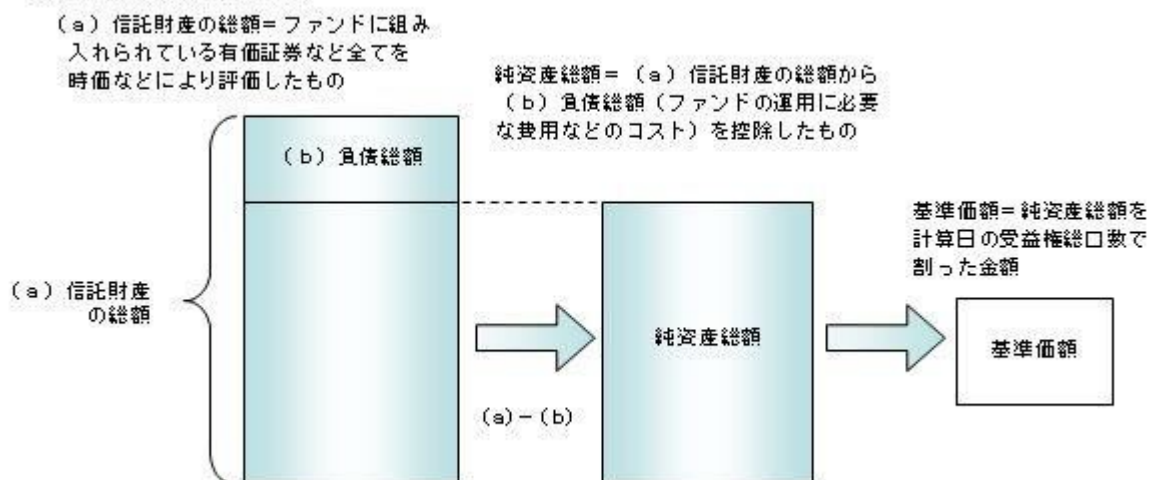
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- <主な資産の評価方法>
- ◇投資信託証券（国内籍）
原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
 - ◇投資信託証券（外国籍）
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
 - ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2019年1月15日までとします（2011年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができ

ます。

イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の 2 週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

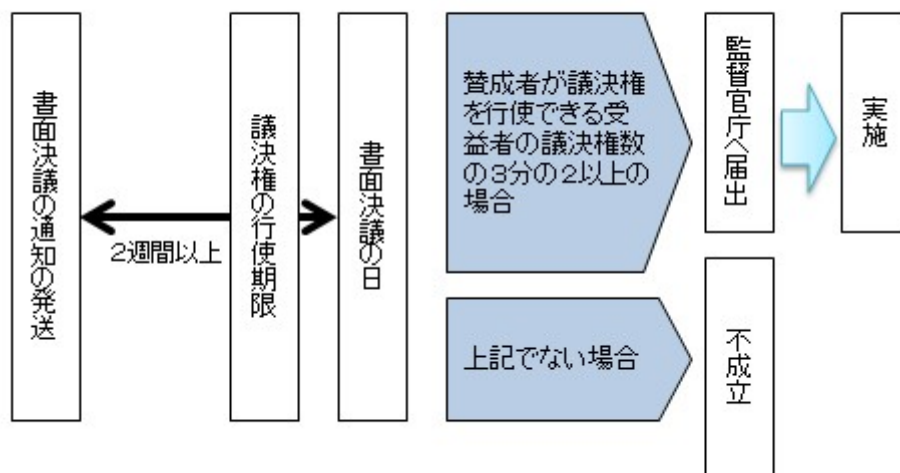
3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）>

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 1 月 16 日から平成 30 年 7 月 17 日までの特定期間の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 8 月 22 日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）の平成 30 年 1 月 16 日から平成 30 年 7 月 17 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）の平成 30 年 7 月 17 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成 30 年 1 月 15 日現在	当期 平成 30 年 7 月 17 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	680,933
コール・ローン	3,095,560	1,527,127
投資信託受益証券	124,699,936	89,146,330
親投資信託受益証券	128,732	89,025
未収入金	2,135,932	-
流動資産合計	130,060,160	91,443,415
資産合計	130,060,160	91,443,415
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	729,239	655,703
未払解約金	216,004	-
未払受託者報酬	3,635	2,600
未払委託者報酬	190,714	136,606
未払利息	3	3
その他未払費用	156,476	52,306
流動負債合計	1,296,071	847,218
負債合計	1,296,071	847,218
純資産の部		
元本等		
元本	364,619,658	327,851,993
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△235,855,569	△237,255,796
（分配準備積立金）	29,745,416	26,345,264
元本等合計	128,764,089	90,596,197
純資産合計	128,764,089	90,596,197
負債純資産合計	130,060,160	91,443,415

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成 29 年 7 月 19 日 至 平成 30 年 1 月 15 日	当期 自 平成 30 年 1 月 16 日 至 平成 30 年 7 月 17 日
営業収益		
受取配当金	6,221,655	5,077,830
有価証券売買等損益	934,084	△26,238,229
営業収益合計	7,155,739	△21,160,399
営業費用		
支払利息	581	359
受託者報酬	24,330	17,558
委託者報酬	1,276,373	922,066
その他費用	75,153	54,328
営業費用合計	1,376,437	994,311
営業利益又は営業損失 (△)	5,779,302	△22,154,710
経常利益又は経常損失 (△)	5,779,302	△22,154,710
当期純利益又は当期純損失 (△)	5,779,302	△22,154,710
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	305,104	△173,261
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△305,392,676	△235,855,569
剰余金増加額又は欠損金減少額	90,873,556	28,488,560
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	90,873,556	28,488,560
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,825,733	3,839,840
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,825,733	3,839,840
分配金	4,984,914	4,067,498
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△235,855,569	△237,255,796

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は平成 30 年 1 月 16 日から平成 30 年 7 月 17 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 平成 30 年 1 月 15 日現在	当期 平成 30 年 7 月 17 日現在
1. 期首元本額	470,858,361 円	364,619,658 円
期中追加設定元本額	34,105,655 円	5,634,679 円
期中一部解約元本額	140,344,358 円	42,402,344 円
2. 受益権の総数	364,619,658 口	327,851,993 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	235,855,569 円	237,255,796 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成 29 年 7 月 19 日 至 平成 30 年 1 月 15 日	当期 自 平成 30 年 1 月 16 日 至 平成 30 年 7 月 17 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 528,344 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 381,646 円
2. 分配金の計算過程 自 平成 29 年 7 月 19 日 至 平成 29 年 8 月 15 日	2. 分配金の計算過程 自 平成 30 年 1 月 16 日 至 平成 30 年 2 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 944,066 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 682,816 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 77,667,989 円	C 信託約款に定める収益調整金 63,288,543 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 38,986,574 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 28,617,448 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 117,598,629 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 92,588,807 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,627 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,632 円
G 分配金額 895,116 円	G 分配金額 703,333 円
H 分配金額(1 万口当たり) 20 円 自 平成 29 年 8 月 16 日 至 平成 29 年 9 月 15 日	H 分配金額(1 万口当たり) 20 円 自 平成 30 年 2 月 16 日 至 平成 30 年 3 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,063,104 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 710,394 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 77,591,432 円	C 信託約款に定める収益調整金 62,086,149 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 38,474,214 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 27,955,032 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 117,128,750 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 90,751,575 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,631 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 2,633 円
G 分配金額 890,216 円	G 分配金額 689,216 円
H 分配金額(1 万口当たり) 20 円	H 分配金額(1 万口当たり) 20 円

自 平成 29 年 9 月 16 日 至 平成 29 年 10 月 16 日		自 平成 30 年 3 月 16 日 至 平成 30 年 4 月 16 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	796,596 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	665,323 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	75,420,188 円	C 信託約款に定める収益調整金	61,233,607 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	34,776,266 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	27,498,331 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	110,993,050 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	89,397,261 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,630 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	2,633 円
G	分配金額	843,950 円	G 分配金額	679,035 円
H	分配金額(1 万口当たり)	20 円	H 分配金額(1 万口当たり)	20 円
自 平成 29 年 10 月 17 日 至 平成 29 年 11 月 15 日		自 平成 30 年 4 月 17 日 至 平成 30 年 5 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	807,720 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	690,792 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	73,868,558 円	C 信託約款に定める収益調整金	61,099,449 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	33,888,532 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	27,312,622 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	108,564,810 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	89,102,863 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,629 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	2,633 円
G	分配金額	825,621 円	G 分配金額	676,692 円
H	分配金額(1 万口当たり)	20 円	H 分配金額(1 万口当たり)	20 円
自 平成 29 年 11 月 16 日 至 平成 29 年 12 月 15 日		自 平成 30 年 5 月 16 日 至 平成 30 年 6 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	784,402 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	680,184 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	71,748,527 円	C 信託約款に定める収益調整金	60,011,093 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	32,747,724 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	26,693,681 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	105,280,653 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	87,384,958 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,629 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	2,633 円
G	分配金額	800,772 円	G 分配金額	663,519 円
H	分配金額(1 万口当たり)	20 円	H 分配金額(1 万口当たり)	20 円
自 平成 29 年 12 月 16 日 至 平成 30 年 1 月 15 日		自 平成 30 年 6 月 16 日 至 平成 30 年 7 月 17 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	873,022 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	673,008 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	65,545,648 円	C 信託約款に定める収益調整金	59,371,979 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	29,601,633 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	26,327,959 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	96,020,303 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	86,372,946 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	2,633 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	2,634 円
G	分配金額	729,239 円	G 分配金額	655,703 円
H	分配金額(1 万口当たり)	20 円	H 分配金額(1 万口当たり)	20 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成 29 年 7 月 19 日 至 平成 30 年 1 月 15 日	当期 自 平成 30 年 1 月 16 日 至 平成 30 年 7 月 17 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成 30 年 1 月 15 日現在	当期 平成 30 年 7 月 17 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (平成 30 年 1 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4, 172, 560
親投資信託受益証券	△13
合計	4, 172, 547

当期 (平成 30 年 7 月 17 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
----	---------------------

投資信託受益証券	△3,110,824
親投資信託受益証券	△10
合計	△3,110,834

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 平成30年 1月15日現在		当期 平成30年 7月17日現在	
1口当たり純資産額	0.3531円	1口当たり純資産額	0.2763円
(1万口当たり純資産額)	(3,531円)	(1万口当たり純資産額)	(2,763円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ブラジルリアルクラス	54,691	89,146,330	
投資信託受益証券 合計		54,691	89,146,330	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	87,555	89,025	
親投資信託受益証券 合計		87,555	89,025	
合計		142,246	89,235,355	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 8 月 22 日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）の平成 30 年 1 月 16 日から平成 30 年 7 月 17 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）の平成 30 年 7 月 17 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成 30 年 1 月 15 日現在	当期 平成 30 年 7 月 17 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	1,293,699
コール・ローン	4,868,007	2,901,377
投資信託受益証券	108,174,339	92,153,255
親投資信託受益証券	110,248	96,384
流動資産合計	113,152,594	96,444,715
資産合計	113,152,594	96,444,715
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,046,129	1,034,601
未払解約金	-	13,905
未払受託者報酬	3,072	2,746
未払委託者報酬	161,132	144,153
未払利息	4	5
その他未払費用	116,606	50,511
流動負債合計	1,326,943	1,245,921
負債合計	1,326,943	1,245,921
純資産の部		
元本等		
元本	209,225,818	206,920,273
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△97,400,167	△111,721,479
（分配準備積立金）	3,810,354	4,348,436
元本等合計	111,825,651	95,198,794
純資産合計	111,825,651	95,198,794
負債純資産合計	113,152,594	96,444,715

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成 29 年 7 月 19 日 至 平成 30 年 1 月 15 日	当期 自 平成 30 年 1 月 16 日 至 平成 30 年 7 月 17 日
営業収益		
受取配当金	8,654,973	8,017,275
有価証券売買等損益	115,500	△16,452,616
営業収益合計	8,770,473	△8,435,341
営業費用		
支払利息	904	741
受託者報酬	19,593	16,944
委託者報酬	1,028,480	889,842
その他費用	60,550	52,503
営業費用合計	1,109,527	960,030
営業利益又は営業損失 (△)	7,660,946	△9,395,371
経常利益又は経常損失 (△)	7,660,946	△9,395,371
当期純利益又は当期純損失 (△)	7,660,946	△9,395,371
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	38,492	△84,240
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△116,731,687	△97,400,167
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,279,004	5,413,493
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,279,004	5,413,493
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,706,581	4,117,453
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,706,581	4,117,453
分配金	6,863,357	6,306,221
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△97,400,167	△111,721,479

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は平成 30 年 1 月 16 日から平成 30 年 7 月 17 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 平成 30 年 1 月 15 日現在	当期 平成 30 年 7 月 17 日現在
1. 期首元本額	248,724,322 円	209,225,818 円
期中追加設定元本額	18,556,611 円	8,249,393 円
期中一部解約元本額	58,055,115 円	10,554,938 円
2. 受益権の総数	209,225,818 口	206,920,273 口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	97,400,167 円	111,721,479 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成 29 年 7 月 19 日 至 平成 30 年 1 月 15 日	当期 自 平成 30 年 1 月 16 日 至 平成 30 年 7 月 17 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 425,713 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 368,315 円
2. 分配金の計算過程 自 平成 29 年 7 月 19 日 至 平成 29 年 8 月 15 日	2. 分配金の計算過程 自 平成 30 年 1 月 16 日 至 平成 30 年 2 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,391,317 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,158,431 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 14,162,860 円	C 信託約款に定める収益調整金 12,059,425 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 3,771,317 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 3,800,130 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 19,325,494 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 17,017,986 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 767 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 810 円
G 分配金額 1,258,350 円	G 分配金額 1,050,350 円
H 分配金額(1 万口当たり) 50 円 自 平成 29 年 8 月 16 日 至 平成 29 年 9 月 15 日	H 分配金額(1 万口当たり) 50 円 自 平成 30 年 2 月 16 日 至 平成 30 年 3 月 15 日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,454,883 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,182,049 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 13,910,966 円	C 信託約款に定める収益調整金 12,091,683 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 3,801,733 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 3,875,887 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 19,167,582 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 17,149,619 円
F 分配対象収益(1 万口当たり) 776 円	F 分配対象収益(1 万口当たり) 816 円
G 分配金額 1,233,650 円	G 分配金額 1,050,341 円
H 分配金額(1 万口当たり) 50 円	H 分配金額(1 万口当たり) 50 円

自 平成 29 年 9 月 16 日 至 平成 29 年 10 月 16 日		自 平成 30 年 3 月 16 日 至 平成 30 年 4 月 16 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,364,257 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,166,555 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	14,053,872 円	C 信託約款に定める収益調整金	12,179,529 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	4,021,420 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	4,004,231 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	19,439,549 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	17,350,315 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	781 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	821 円
G	分配金額	1,243,374 円	G 分配金額	1,055,848 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 平成 29 年 10 月 17 日 至 平成 29 年 11 月 15 日		自 平成 30 年 4 月 17 日 至 平成 30 年 5 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,136,459 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,193,387 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	11,754,025 円	C 信託約款に定める収益調整金	12,161,670 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	3,360,578 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	4,098,617 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	16,251,062 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	17,453,674 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	786 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	828 円
G	分配金額	1,032,811 円	G 分配金額	1,053,630 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 平成 29 年 11 月 16 日 至 平成 29 年 12 月 15 日		自 平成 30 年 5 月 16 日 至 平成 30 年 6 月 15 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,239,394 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,183,816 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	11,996,029 円	C 信託約款に定める収益調整金	12,326,588 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	3,463,209 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	4,209,014 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	16,698,632 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	17,719,418 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	795 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	834 円
G	分配金額	1,049,043 円	G 分配金額	1,061,451 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 平成 29 年 12 月 16 日 至 平成 30 年 1 月 15 日		自 平成 30 年 6 月 16 日 至 平成 30 年 7 月 17 日		
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,235,805 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,169,024 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	11,985,442 円	C 信託約款に定める収益調整金	12,022,604 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	3,620,678 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	4,214,013 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	16,841,925 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	17,405,641 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	804 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	841 円
G	分配金額	1,046,129 円	G 分配金額	1,034,601 円
H	分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成 29 年 7 月 19 日 至 平成 30 年 1 月 15 日	当期 自 平成 30 年 1 月 16 日 至 平成 30 年 7 月 17 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成 30 年 1 月 15 日現在	当期 平成 30 年 7 月 17 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (平成 30 年 1 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1, 342, 298
親投資信託受益証券	△10
合計	1, 342, 288

当期 (平成 30 年 7 月 17 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
----	---------------------

投資信託受益証券	△2,733,337
親投資信託受益証券	△10
合計	△2,733,347

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 平成30年 1月15日現在		当期 平成30年 7月17日現在	
1口当たり純資産額	0.5345円	1口当たり純資産額	0.4601円
(1万口当たり純資産額)	(5,345円)	(1万口当たり純資産額)	(4,601円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドネシアピアクラス	6,835	22,268,430	
	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドルピークラス	5,979	24,101,349	
	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 中国人民元クラス	4,764	22,943,424	
	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 韓国ウォンクラス	4,988	22,840,052	
投資信託受益証券 合計		22,566	92,153,255	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	94,792	96,384	
親投資信託受益証券 合計		94,792	96,384	
合計		117,358	92,249,639	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年7月31日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	94,609,187円
II 負債総額	1,640,430円
III 純資産総額（I－II）	92,968,757円
IV 発行済口数	323,385,672口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.2875円

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	94,923,057円
II 負債総額	166,342円
III 純資産総額（I－II）	94,756,715円
IV 発行済口数	205,461,182口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4612円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2018年7月末現在	資本金	17,363,045,900 円
	発行可能株式総数	230,000,000 株
	発行済株式総数	197,012,500 株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2018年7月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2018年7月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2018年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	812	180,056
株式投資信託	770	152,822
単位型	232	8,569
追加型	538	144,252
公社債投資信託	42	27,234
単位型	28	479
追加型	14	26,754

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 59 期事業年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 15 日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 竹 内 知 明

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 59 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第 58 期 (平成 29 年 3 月 31 日)		第 59 期 (平成 30 年 3 月 31 日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	16,761	※3	14,024
金銭の信託	※3	152		—
有価証券		10		19
前払費用		506		551
未収入金		136		73
未収委託者報酬		10,757		15,873
未収収益	※3	2,799	※3	3,174
関係会社短期貸付金		962		1,128
立替金		1,240		2,776
繰延税金資産		865		1,014
その他	※2, 3	385	※2, 3	4,179
流動資産合計		34,577		42,814
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	93	※1	68
器具備品	※1	190	※1	122
有形固定資産合計		283		191
無形固定資産				
ソフトウェア		138		99
無形固定資産合計		138		99
投資その他の資産				
投資有価証券		11,783		14,103
関係会社株式		23,203		25,769
関係会社長期貸付金		60		—
長期差入保証金		782		490
長期前払費用		0		0
繰延税金資産		423		489
投資その他の資産合計		36,253		40,854
固定資産合計		36,674		41,144
資産合計		71,252		83,959

(単位：百万円)

	第 58 期 (平成 29 年 3 月 31 日)		第 59 期 (平成 30 年 3 月 31 日)	
負債の部				
流動負債				
預り金	※3	589	※3	3,804
未払金		4,043		5,874
未払収益分配金		7		7
未払償還金		91		91
未払手数料	※3	3,499	※3	5,124
その他未払金		445		651
未払費用	※3	4,229	※3	4,634
未払法人税等		1,808		2,185
未払消費税等	※4	538	※4	788
賞与引当金		2,077		2,286
役員賞与引当金		168		198
その他	※3	62		41
流動負債合計		13,517		19,813
固定負債				
退職給付引当金		1,259		1,316
その他		—		318
固定負債合計		1,259		1,634
負債合計		14,777		21,448
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		34,015		39,959
利益剰余金合計		34,015		39,959
自己株式		△672		△786
株主資本合計		55,926		61,756
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		282		408
繰延ヘッジ損益		266		346
評価・換算差額等合計		548		754
純資産合計		56,475		62,511
負債純資産合計		71,252		83,959

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 58 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	第 59 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	64,680	70,609
その他営業収益	4,218	5,398
営業収益合計	68,898	76,008
営業費用		
支払手数料	28,675	30,448
広告宣伝費	969	973
公告費	2	2
調査費	17,322	18,132
調査費	841	862
委託調査費	16,456	17,241
図書費	24	28
委託計算費	498	520
営業雑経費	656	740
通信費	185	173
印刷費	276	348
協会費	66	68
諸会費	17	24
その他	111	125
営業費用計	48,124	50,817
一般管理費		
給料	8,243	9,096
役員報酬	360	507
役員賞与引当金繰入額	168	198
給料・手当	5,576	6,083
賞与	61	20
賞与引当金繰入額	2,077	2,286
交際費	99	99
寄付金	17	16
旅費交通費	412	455
租税公課	375	424
不動産賃借料	889	890
退職給付費用	390	355
退職金	20	24
固定資産減価償却費	192	152
福利費	959	974
諸経費	2,791	3,175
一般管理費計	14,394	15,664
営業利益	6,380	9,526

(単位：百万円)

	第 58 期		第 59 期	
	(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)		(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		19		26
受取配当金	※ 1	1,644	※ 1	1,120
有価証券償還益		—		1
時効成立分配金・償還金		22		1
為替差益		177		79
その他		36		41
営業外収益合計		1,899		1,272
営業外費用				
支払利息	※ 1	223	※ 1	223
有価証券償還損		7		—
デリバティブ費用	※ 1	146	※ 1	295
時効成立後支払分配金・償還金		2		0
支払源泉所得税		155		—
長期差入保証金償却額		—		212
その他		73		34
営業外費用合計		608		767
経常利益		7,670		10,030
特別利益				
投資有価証券売却益		174		199
特別利益合計		174		199
特別損失				
投資有価証券売却損		120		133
固定資産処分損		13		7
役員退職一時金		—		117
損害賠償損失		—		81
特別損失合計		134		340
税引前当期純利益		7,710		9,890
法人税、住民税及び事業税		2,137		3,217
過年度法人税等	※ 2	115		—
法人税等調整額		△104		△307
法人税等合計		2,147		2,910
当期純利益		5,562		6,979

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 58 期（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	29,948	29,948	△502	52,028
当期変動額							
剰余金の配当				△1,495	△1,495		△1,495
当期純利益				5,562	5,562		5,562
自己株式の取得						△170	△170
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	4,067	4,067	△170	3,897
当期末残高	17,363	5,220	5,220	34,015	34,015	△672	55,926

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	151	258	410	52,438
当期変動額				
剰余金の配当				△1,495
当期純利益				5,562
自己株式の取得				△170
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	130	7	138	138
当期変動額合計	130	7	138	4,036
当期末残高	282	266	548	56,475

第 59 期（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	34,015	34,015	△672	55,926
当期変動額							
剰余金の配当				△1,036	△1,036		△1,036
当期純利益				6,979	6,979		6,979
自己株式の取得						△113	△113
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計				5,943	5,943	△113	5,830
当期末残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	282	266	548	56,475
当期変動額				
剰余金の配当				△1,036
当期純利益				6,979
自己株式の取得				△113
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	125	80	206	206
当期変動額合計	125	80	206	6,036
当期末残高	408	346	754	62,511

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 59 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3 年～15 年 器具備品 5 年～20 年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
4 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。

5	その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。
---	---

(貸借対照表関係)

第 58 期 (平成 29 年 3 月 31 日)	第 59 期 (平成 30 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,222 百万円 器具備品 603 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 30 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 3,243 百万円 金銭の信託 152 百万円 未収収益 619 百万円 その他 20 百万円 (流動負債) 預り金 177 百万円 未払手数料 144 百万円 未払費用 251 百万円 その他 61 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 587 百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 546 百万円に対して保証を行っております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,260 百万円 器具備品 612 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 3,030 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 3,189 百万円 未収収益 592 百万円 その他 345 百万円 (流動負債) 預り金 419 百万円 未払手数料 376 百万円 未払費用 677 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 553 百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 103 百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第 58 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	第 59 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,550 百万円 デリバティブ収益 347 百万円 支払利息 58 百万円 ※ 2 過年度の取引に関する法人税等の追加費用計上額です。	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 979 百万円 デリバティブ収益 407 百万円 支払利息 213 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第 58 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	814, 100	305, 000	—	1, 119, 100

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成 21 年度 ストックオプション (1)	普通株式	1, 762, 200	—	72, 600	1, 689, 600	—
平成 21 年度 ストックオプション (2)	普通株式	174, 900	—	—	174, 900	—
平成 23 年度 ストックオプション (1)	普通株式	4, 738, 800	—	1, 848, 000	2, 890, 800	—
平成 28 年度 ストックオプション (1)	普通株式	—	4, 437, 000	33, 000	4, 404, 000	—
合計		6, 675, 900	4, 437, 000	1, 953, 600	9, 159, 300	—

(注) 1 平成 28 年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 当事業年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3 平成 21 年度ストックオプション(1)1, 689, 600 株、平成 21 年度ストックオプション(2)174, 900 株及び平成 23 年度ストックオプション(1)2, 890, 800 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成 28 年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 28 年 5 月 30 日 取締役会	普通株式	1, 495	7. 62	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 22 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 29 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1, 036	5. 29	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 22 日

第 59 期（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1, 119, 100	182, 600	—	1, 301, 700

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成 21 年度 ストックオプション (1)	普通株式	1, 689, 600	—	194, 700	1, 494, 900	—
平成 21 年度 ストックオプション (2)	普通株式	174, 900	—	66, 000	108, 900	—
平成 23 年度 ストックオプション (1)	普通株式	2, 890, 800	—	204, 600	2, 686, 200	—
平成 28 年度 ストックオプション (1)	普通株式	4, 404, 000	—	786, 000	3, 618, 000	—
平成 28 年度 ストックオプション (2)	普通株式	—	4, 409, 000	532, 000	3, 877, 000	—
合計		9, 159, 300	4, 409, 000	1, 783, 300	11, 785, 000	—

(注) 1 平成 28 年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 当事業年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3 平成 21 年度ストックオプション(1)1, 494, 900 株、平成 21 年度ストックオプション(2)108, 900 株及び平成 23 年度ストックオプション(1)2, 686, 200 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成 28 年度ストックオプション(1)及び平成 28 年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 29 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	1, 036	5. 29	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 22 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 30 年 5 月 31 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1, 640	8. 38	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 23 日

(リース取引関係)

第 58 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	第 59 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1 年内 865 百万円	1 年内 866 百万円
1 年超 1,787 百万円	1 年超 923 百万円
合計 2,653 百万円	合計 1,790 百万円

(金融商品関係)

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	16,761	16,761	—
(2) 未収委託者報酬	10,757	10,757	—
(3) 未収収益	2,799	2,799	—
(4) 関係会社短期貸付金	962	962	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,777	11,777	—
(6) 未払金	(4,043)	(4,043)	—
(7) 未払費用	(4,229)	(4,229)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	35	35	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1)	(1)	—
デリバティブ取引計	34	34	—

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 75 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、39 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち 20 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、22 百万円は流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額 20,310 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	16,761	—	—	—
未収委託者報酬	10,757	—	—	—
未収収益	2,799	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	10	616	907	735
合計	30,328	616	907	735

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、

次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	14,024	14,024	—
(2) 未収委託者報酬	15,873	15,873	—
(3) 未収収益	3,174	3,174	—
(4) 関係会社短期貸付金	1,128	1,128	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	14,106	14,106	—
(6) 未払金	(5,874)	(5,874)	—
(7) 未払費用	(4,634)	(4,634)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(14)	(14)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	336	336	—
デリバティブ取引計	321	321	—

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち8百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、23百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているものは貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額16百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額22,876百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	14,024	—	—	—
未収委託者報酬	15,873	—	—	—
未収収益	3,174	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	19	616	1,743	545
合計	33,090	616	1,743	545

(有価証券関係)

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,310
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	6,299	5,590	708
	小計	6,299	5,590	708
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	5,478	5,780	△302
	小計	5,478	5,780	△302
合計		11,777	11,370	406

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,198	174	120
合計	3,198	174	120

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	8,544	7,535	1,008
	小計	8,544	7,535	1,008
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	5,561	5,982	△420
	小計	5,561	5,982	△420
合計		14,106	13,518	588

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,792	199	133
合計	2,792	199	133

(デリバティブ取引関係)

第 58 期(平成 29 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	1,729	—	35	35
	買建	—	—	—	—
合計		1,729	—	35	35

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	投資 有価証券	2,993	—	11
	豪ドル		77	—	△2
	シンガポールドル		1,639	—	△20
	香港ドル		205	—	2
	人民元		1,946	—	6
	ユーロ		57	—	0
合計			6,920	—	△1

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 59 期(平成 30 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,422	—	△14	△14
	買建	—	—	—	—
合計		2,422	—	△14	△14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	投資 有価証券	4,447	—	196
	豪ドル		109	—	10
	シンガポールドル		1,783	—	65
	香港ドル		541	—	25
	人民元		2,156	—	32
	ユーロ		154	—	6
合計			9,192	—	336

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 58 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)		第 59 期 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)		関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,030	(1) 関連会社に対する投資の金額	3,008
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	9,455	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	10,409
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,092	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,827

(退職給付関係)

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,299
勤務費用	150
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△190
退職給付の支払額	△72
退職給付債務の期末残高	1,190

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,190
未積立退職給付債務	1,190
未認識数理計算上の差異	69
貸借対照表に計上された負債の額	1,259

退職給付引当金	1,259
貸借対照表に計上された負債の額	1,259

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	150
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	23
確定給付制度に係る退職給付費用	177

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%
-----	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、213 百万円でありました。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,190
勤務費用	130
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	66
退職給付の支払額	△76
退職給付債務の期末残高	1,313

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,313
未積立退職給付債務	1,313
未認識数理計算上の差異	2
貸借対照表に計上された負債の額	1,316
退職給付引当金	1,316
貸借対照表に計上された負債の額	1,316

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	130
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	△0
確定給付制度に係る退職給付費用	132

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%
-----	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、222 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストック オプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定条件	平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成 24 年 1 月 22 日から 平成 32 年 1 月 21 日まで	同左

	平成 23 年度ストックオプション(1)	平成 28 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストック オプションの付与数 (注)	普通株式 6,101,700 株	普通株式 4,437,000 株
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利確定条件	平成 25 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成 30 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成 25 年 10 月 7 日から 平成 33 年 10 月 6 日まで	平成 30 年 7 月 15 日から 平成 38 年 7 月 31 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	1,762,200	174,900
付与	0	0
失効	72,600	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,689,600	174,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成 23 年度ストックオプション(1)	平成 28 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	4,738,800	—
付与	0	4,437,000
失効	1,848,000	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,890,800	4,404,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	平成 23 年度ストックオプション(1)	平成 28 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737 (注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 ー 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストック オプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定条件	平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成 24 年 1 月 22 日から 平成 32 年 1 月 21 日まで	同左

	平成 23 年度ストックオプション(1)	平成 28 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストック オプションの付与数 (注)	普通株式 6,101,700 株	普通株式 4,437,000 株
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利確定条件	平成 25 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成 30 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成 25 年 10 月 7 日から 平成 33 年 10 月 6 日まで	平成 30 年 7 月 15 日から 平成 38 年 7 月 31 日まで

	平成 28 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名
株式の種類別のストック オプションの付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株
付与日	平成 29 年 4 月 27 日
権利確定条件	平成 31 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成 31 年 4 月 27 日から 平成 39 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	1,689,600	174,900
付与	0	0
失効	194,700	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,494,900	108,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成 23 年度ストックオプション(1)	平成 28 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	2,890,800	4,404,000
付与	0	0
失効	204,600	786,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,686,200	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成 28 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 29 年 4 月 27 日
権利確定前(株)	
期首	—
付与	4,409,000
失効	532,000
権利確定	0
権利未確定残	3,877,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	平成 23 年度ストックオプション(1)	平成 28 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 23 年 10 月 7 日	平成 28 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	平成 28 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 29 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,149 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第 58 期 (平成 29 年 3 月 31 日)		第 59 期 (平成 30 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)
	賞与引当金 641		賞与引当金 700
	その他 224		その他 314
	小計 865		小計 1,014
	繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)
	投資有価証券評価損 96		投資有価証券評価損 96
	関係会社株式評価損 1,430		関係会社株式評価損 1,430
	退職給付引当金 385		退職給付引当金 402
	固定資産減価償却費 119		固定資産減価償却費 111
	その他 63		その他 211
	小計 2,095		小計 2,253
	繰延税金資産小計 2,961		繰延税金資産小計 3,268
	評価性引当金 △1,430		評価性引当金 △1,430
	繰延税金資産合計 1,530		繰延税金資産合計 1,838
	繰延税金負債(流動)		繰延税金負債(流動)
	その他有価証券評価差額金 0		その他有価証券評価差額金 -
	小計 0		小計 -
	繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)
	その他有価証券評価差額金 123		その他有価証券評価差額金 180
	繰延ヘッジ利益 117		繰延ヘッジ利益 152
	小計 241		小計 333
	繰延税金負債合計 242		繰延税金負債合計 333
	繰延税金資産の純額 1,288		繰延税金資産の純額 1,504
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 30.9%		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。
	(調整)		
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%		
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △5.3%		
	過年度法人税等 1.5%		
	海外子会社の留保利益の影響額等 0.2%		
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.9%		

(関連当事者情報)

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	312,000 (SGD 千)	アセット マネジメント業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の貸付 (シンガポールドル貸建) (注 1)	65 (SGD 800 千) (注 2)	関係会社 短期貸付 金	385 (SGD 4,800 千)
							貸付金利息 (シンガポールドル貸建) (注 1)	13 (SGD 177 千)	未収収益	8 (SGD 105 千)
							資金の貸付 (円貸建) (注 3)	△4,422 (注 4)	関係会社 短期貸付 金	577
							貸付金利息 (円貸建) (注 3)	3	未収収益	3
						—	増資の 引受 (注 5)	1,501 (SGD 20,000 千)	—	—
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	アメリカ合衆国	181,542 (USD 千) (注 6)	アセット マネジメント業	間接 100.00	資金の 借入	資金の借入 (米ドル貸建) (注 7)	△5,549 (USD △50,000 千) (注 8)	関係会社 短期借入 金	—
							借入金利息 (米ドル貸建) (注 7)	48 (USD 453 千)	未払費用	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額 65 百万円 (SGD800 千) の内訳は、貸付 505 百万円 (SGD6,600 千) 及び返済 439 百万円 (SGD5,800 千) であります。
- 融資枠 5,000 百万円、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額△4,422 百万円の内訳は、貸付 577 百万円及び返済 5,000 百万円であります。
- Nikko Asset Management International Limited の行った 20,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 シンガポールドルで当社が引受けたものであります。
- Nikko Asset Management Americas, Inc. の「資本金」は、資本金と資本剰余金の合計額を記載しております。
- 融資枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の借入に係る取引金額△5,549 百万円 (USD△50,000 千) は、返済であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成 28 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	25,221 百万円
負債合計	5,428 百万円
純資産合計	19,792 百万円

営業収益	18,250 百万円
税引前当期純利益	6,809 百万円
当期純利益	4,680 百万円

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369 (SGD 千)	アセット マネジ メント業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の貸付 (シンガポールドル貸建) (注 1)	159 (SGD 2,000 千) (注 2)	関係会社 短期貸付 金	550 (SGD 6,800 千)
							貸付金利息 (シンガポールドル貸建) (注 1)	13 (SGD 162 千)	未収収益	8 (SGD 110 千)
							資金の貸付 (円貸建) (注 3)	—	関係会社 短期貸付 金	577
							貸付金利息 (円貸建) (注 3)	12	未収収益	3
						—	増資の引受 (注 4)	2,466 (SGD 30,369 千)	—	—
子会社	日本インスティテューショナル証券設立準備株式会社	日本	100 (百万円)	金融商品取引業者として登録を受けるための準備会社	直接 100.00	—	増資の引受 (注 5)	100	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額 159 百万円 (SGD2,000 千) の内訳は、貸付 159 百万円 (SGD2,000 千) であります。
- 融資枠 5,000 百万円、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- Nikko Asset Management International Limited の行った 30,369,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 シンガポールドルで当社が引受けたものであります。
- 日本インスティテューショナル証券設立準備株式会社の行った 2,000 株の新株発行を、1 株につき 50 千円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成 29 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	27,012 百万円
負債合計	5,141 百万円
純資産合計	21,871 百万円

営業収益	15,830 百万円
税引前当期純利益	5,266 百万円
当期純利益	3,594 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 58 期(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

第 59 期(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第59期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	288円29銭	319円40銭
1株当たり当期純利益金額	28円38銭	35円64銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第59期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益(百万円)	5,562	6,979
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,562	6,979
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,009	195,794
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 1,689,600株、平成21年度ストックオプション(2) 174,900株、平成23年度ストックオプション(1) 2,890,800株、平成28年度ストックオプション(1) 4,404,000株	平成21年度ストックオプション(1) 1,494,900株、平成21年度ストックオプション(2) 108,900株、平成23年度ストックオプション(1) 2,686,200株、平成28年度ストックオプション(1) 3,618,000株、平成28年度ストックオプション(2) 3,877,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第58期 (平成29年3月31日)	第59期 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	56,475	62,511
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	56,475	62,511
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	195,893	195,711

(重要な後発事象)

新株予約権（ストックオプション）の付与

当社は平成 30 年 3 月 15 日付の臨時株主総会及び平成 30 年 3 月 20 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 30 年 4 月 27 日にストックオプションとして新株予約権を当社、当社子会社の取締役及び従業員 36 名に付与いたしました。

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ① 新株予約権の数 | 4,422 個 |
| ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,422,000 株 |
| ③ 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| ④ 新株予約権の行使時の払込金額 | 1 株当たり金 694 円 |
| ⑤ 新株予約権の行使期間 | 平成 32 年 4 月 27 日から平成 40 年 4 月 30 日まで |

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- (2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (5) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2019年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新

たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第35条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第35条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大

きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託を除きます。以下この項において同じ。)について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日(この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。)を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第15条 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第20条、第24条、第25条および第27条について同じ。）は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条 委託者は、運用の指図に関する権限について、次に定める内容を次の者に委託します。

委託の内容：パミューダ籍外国投資信託 P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファ

シンドⅢ ブラジルリアルクラス 円建受益証券の運用の指図に関する権限

商 号：ピムコ ジャパン リミテッド

所 在 地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第32条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第1項により委託を受けた者に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年10月31日から2011年11月15日までとし、最

終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 - 1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 - 2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 - 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 - 4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 8. 格付の取得に要する費用
 - 9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第29条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁しま

す。

(収益分配)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第35条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第35条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第35条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第36条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けられないものとします。

- 1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
- 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第35条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計

算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第39条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資

法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第45条 この信託は、委託者が第37条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nikkoam.com/>

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（運用報告書の交付省略）

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

<http://www.nikkoam.com/>

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第35条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2011年10月31日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

バミューダ籍外国投資信託

P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ ブラジルリアルクラス 円建受益証券

(ロ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

(2)別に定める各信託

約款第11条第10項および第37条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- (2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (5) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2019年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新

たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第35条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第35条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大

きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第20条、第24条、第25条および第27条について同じ。）は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条 委託者は、運用の指図に関する権限について、次に定める内容を次の者に委託します。

委託の内容：パミューダ籍外国投資信託 P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファ

インドⅢ インドネシアルピアクラス 円建受益証券、バミューダ籍外国投資信託 P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドルピークラス円建受益証券、バミューダ籍外国投資信託 P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 中国人民元クラス 円建受益証券およびバミューダ籍外国投資信託 P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 韓国ウォンクラス 円建受益証券の運用の指図に関する権限

商 号：ピムコ ジャパン リミテッド

所 在 地：東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第32条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第1項により委託を受けた者に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業

を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年10月31日から2011年11月15日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第29条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第35条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第35条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定す

る第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第35条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第36条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとし、

- 1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
- 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第35条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求

の受付を取消することができます。

- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第39条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって

行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第45条 この信託は、委託者が第37条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nikkoam.com/>

② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

<http://www.nikkoam.com/>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これ

を交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第35条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2011年10月31日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

バミューダ籍外国投資信託

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドネシアルピアクラス 円建受益証券

バミューダ籍外国投資信託

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ インドルピークラス 円建受益証券

バミューダ籍外国投資信託

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 中国人民元クラス 円建受益証券

バミューダ籍外国投資信託

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅢ 韓国ウォンクラス 円建受益証券

(ロ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

(2)別に定める各信託

約款第11条第10項および第37条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

